

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）
行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室
日 程：令和7年11月27日（木）

3 監査実施期間

令和7年10月15日から令和7年11月27日まで

4 監査の概要

（1）対象所属

市民生活部
・スポーツ健康課
・とやま市民交流館

建設部

- ・建設政策課
- ・道路整備課
- ・土木事務所総務課
- ・土木事務所建設課

（2）対象期間

令和6年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 着眼点

共通監査項目として次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 市民生活部 スポーツ健康課

- ア 大沢野プール（機材庫、管理棟、機械室）について、施設が廃止となり行政目的がなくなっているが、行政財産の用途廃止の手続を行っていなかったため、改善を図られたい。
- イ 契印について、備品台帳に記載していなかったため、改善を図られたい。
- ウ 個別に管理すべき競技用備品を一式として備品台帳に記載しており、台帳と現物の合ができない状態となっているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。（富山市総合体育館、富山市民プール、富山市東富山温水プール分）
- エ 大沢野プールの備品として、既に存在しないA E Dを備品台帳に記載したままにしていたため、改善を図られたい。

(2) 市民生活部 とやま市民交流館

- ア 契印について、備品台帳に記載していなかったため、改善を図られたい。

(3) 建設部 土木事務所総務課

- ア 行政財産使用許可に係る使用料について、歳入科目を使用料とすべきところ、財産運用収入としているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

- イ 道路占用料の納入期限について、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
- ウ 行政財産使用許可申請に係る公印審査について、文書管理システムで公印審査依頼を行い、公印管理者はシステム上で承認の手続を行うべきところ、その承認を受けていないにもかかわらず、施行する文書に公印を押印しているものが見受けられたため、改善を図られたい。
- エ 契印について、備品台帳に記載していなかったため、改善を図られたい。

(4) 建設部 土木事務所建設課

- ア 納入通知書の納入期限の設定について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。
 - (ア) 不動産受払収入について、契約書では納入期限が指定されていたが、実際の納入通知書では納入期限が記載されていなかった。
 - (イ) 雑入（消雪施設電気料負担金）の納入期限について、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられた。
- イ 公印審査について、文書管理システムで公印審査依頼を行い、公印管理者はシステム上で承認の手続を行うべきところ、その承認を受けていないにもかかわらず、施行する文書に公印を押印しているものが多数見受けられたため、改善を図られたい。
- ウ 土地賃貸借契約を更新した際、契約日を遡及しているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

(5) 財務部 管財課

- ア 行政財産とする目的で土地又は建物を購入する場合は、公有財産管理規則において「部局長は市長の承認を受けなければならぬ」とされているところ、事務専決規程における支出負担行為に関する専決区分に従い決裁しており、市長の決裁を得ていないものが見受けられたため、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 市民生活部 スポーツ健康課

- ア 富山市久婦須川ダム周辺広場マウンテンバイクコースは、富山市久婦須川ダム周辺広場条例に位置付けられた里山広場と同一所在地内の施設である。しかし、富山市久婦須川ダム周辺広場の指定管理業務委託においてマウンテンバイクコースが管理の対象外となっていることや、サイクルスポーツの振興のために整備された施設であることを鑑みると、富山市久婦須川ダム周辺広場条例に位置付けられた施設と解することは難しく、富山市スポーツ施設条例にも位置付けられていないことから、設置の根拠が明確になっていない施設であると考えられる。

施設の利用実態や費用対効果を検証した上で、公の施設として管理していくべきものであるかも含め、施設の在り方について整理されたい。

(2) 建設部 公園緑地課及び土木事務所建設課

ア 指定管理者監査及び定期監査において、都市公園の行為許可及び使用料徴収の取扱い並びに公園愛護会設立届出書の処理方法等、建設部所管の事務の執行について確認した際、公園緑地課、土木事務所建設課、指定管理者によって、その対応が異なっている例が見受けられた。

こうしたことから、全市で統一した事務が執行されるよう、部内での認識の共有を図るとともに、指定管理者への指導を行うなど、今後の対応について整理、検討されたい。

(3) 財務部 管財課

ア 公有財産管理規則において、市長の決裁が必要とされている手続きのうち、管財課では、土地又は建物の購入について、事務専決規程における支出負担行為に関する専決区分に従い決裁されており、また、各部局においては、同課の指導により、行政財産の使用の許可については部局長により決裁され、法定外公共物の寄附等については建設部長により決裁されており、公有財産管理規則の規定に抵触する事務手続が行われている。

このことから、公有財産の管理に関する事務が適切かつ合理的に行われるよう、規則の改正も視野に入れた事務の見直しを検討されたい。